

大阪産業大学大学祭実行委員会規約

制定：平成 30 年 4 月 1 日

最近改正：平成 31 年 4 月 1 日

第 1 章

(目的)

第 1 条 大阪産業大学大学祭実行委員会 (以下「本委員会」という。) 規約は、大阪産業大学の大学祭を円滑にまた安全に運営することを目的とする。

(所在地)

第 2 条 本委員会は、大阪産業大学学生自治会執行委員会会則第 2 条により定められている機関である。

第 2 章 組織

(構成)

第 3 条 本委員会は、大阪産業大学で構成する。

(定員)

第 4 条 本委員会の構成員数は大阪産業大学学生自治会執行委員会会則第 7 条の定めるところによる。

(任期)

第 5 条 本委員会の構成員の任期は、入部時から 3 年生の幹部交代式までとする。
ただし、本委員会監査員は 1 年とする。

(役職)

第 6 条 本委員会に次の役職を置く。

- 1 委員長 (1 名)
- 2 副委員長 (1 名)
- 3 会計 (1 名)
- 4 幹事長 (1 名)
- 5 本委員会監査員 (8 名)

(役職の任務)

第 7 条 第 6 条に定める役職の任務は各号に定める。

- 1 委員長 本委員会を代表し、本委員会の会務の執行において必要な判断を行ない会務を執行する。また本委員会全体の統括を行う。
- 2 副委員長 委員長を補佐する。また必要のある時は委員長の任務を代行する。
- 3 会計 本委員会の会計ならびにこれに関する会務を執行するとともに委員長を補佐する。また必要のある時は委員長の任務を代行する。
- 4 幹事長 本委員会における行事を取り仕切るとともに委員長を補佐する。
- 5 本委員会監査員 本委員会の会計および会務の執行において監査を行う。前年度の

委員長含む幹部の8名をあてる。

(役職の決定)

第8条 本委員会の各役職の選出は大学祭終了後に行なわれる役職決定会議により決議され、幹部交代式にて発表する。

(課外活動との兼任)

第9条 本委員会の構成員は学内学生の諸団体の代表と兼任することはできない。

(解任)

第10条 本委員会の構成員は次の項に定める場合に限り、本委員会委員長によって解任される。

- 1 辞意を表明したとき
- 2 本委員会構成員の3分の2以上の賛成により解任が決議されたとき

(部署)

第11条 本委員会の下部組織として次の号に定める部署をもって構成する。部署に関する事項は、別に定める。

- 1 企画部
- 2 デザイン部
- 3 渉外部
- 4 人事部

第3章 会計

(会計会議)

第12条 本委員会の各部署への予算の分配は、各部署の代表者が出席する会計会議により決議される。

(会計報告)

第13条 大学祭終了後、各部署の代表者が出席する会計報告会議を行う。

第4章 運営

(運営)

第14条 本委員会の通年運営、大学祭運営に関する事項は別に定める。

第5章 懲戒処分 罰則

(罰則)

第15条 本委員会の委員への懲戒処分および本大学祭関係者への罰則に関する事項は別に定める。

第6章 補則

(改正)

第16条 大阪産業大学大学祭実行委員会規約の改正は本委員会の定期会議において構成員が2分の1以上の出席のもと2分の1以上の賛成による。

(相談役)

第17条 本委員会に相談役を置く。相談役には、学生部長がこれにあたる。本委員会の全ての会務に関する相談を受ける。

付随事項

(施行期日)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。平成30年3月31日以前に作成された規約は破棄し新たにこれを定める。

第53代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 吉留 章平

改定 第54代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 眞崎 翔

第1章

(趣旨)

第1条 大阪産業大学大学祭実行委員会規約（以下「本委員会規約」という。）第14条に基づく通年運営、大学祭運営に関しては、別に定めるものを除き、この細則に定めるところによる。

(運営)

第2条 運営とは通年運営、大学祭運営に分ける。

第2章 通年運営

(通年運営)

第3条 通年運営とは、年間の会議等の執行についてのことをいう。

(定期会議)

第4条 1 本委員会は定期的に会議を行い、その場で各部署の代表者が活動報告を行う。

2 定期会議は全員出席を原則とするが、講義等で欠席する時は、各部署の代表者が1名出席しなければならない。

3 定期会議の議長は大阪産業大学大学祭実行委員会委員長とする。

(全体会議)

第5条

1 全体会議（阪駒祭ミーティング）とは、本大学祭の運営に協力依頼が必要とする大学関係部署等と会議を行う。各部署の代表者が活動内容について報告する。

大学関係部署等は次の各号の部署を示す。

1. 財務部管財課
2. 体育館事務室
3. 総合企画室企画課
4. 大阪産業大学学長
5. 大阪産業大学後援会
6. 大阪産業大学校友会
7. 学生部学生生活課
8. 学生自治会
9. 文化会本部
10. 体育会本部
11. ECO推進プロジェクト共育
12. 大学祭実行委員会

2 全体会議は本委員会の委員長、副委員長、会計、副会計、幹事長、各部署の代表者1名と2回生1名の2名、計12名が出席しなければならない。

3 全体会議の議長は本委員会委員長が行う。

4 全体会議は年4回程度行うが、回数は必要に応じて決めるのが望ましい。

5 大学祭終了後反省会議を行う。

(大学祭日程)

第6条 大学祭日程について以下のとおりとする。

- 1 次年度本大学祭日程は、大阪産業大学による次年度学年歴決定会議で決定する。
- 2 本大学祭の日数は、本委員会の人数、本学の規模、予算等を考慮して決定しなければならない。尚、開催日数は2日間とする。

第3章 大学祭運営

(イベント企画)

第1条 イベント企画について、以下のとおりとする。

- 1 本大学祭におけるイベントの企画、運営は原則として企画部が主として行う。
- 2 イベントの企画を行うにあたって人の安全に配慮しなければならない。

(ステージ設営)

第2条 ステージ設営について、以下のとおりとする。

本大学祭で使用する野外ステージは、企画部が音響企業とミーティングをして製作する。

(車両入構)

第3条 車両入構について、以下のとおりとする。

- 1 本大学祭期間中および、その前後の準備日、片付け日は模擬店、展示等で車両による搬入、搬出等必要な団体に限り本委員会が発行する臨時入構許可書により学内に車両で入構することができる。
- 2 入構時間は荷物の運搬する時間のみとする。
- 3 臨時入構許可証の発行枚数は各団体につき1枚とするが、団体が必要とする枚数を発行する場合もある。
- 4 入構許可証などの発行は、管理は発行及び管理は人事部がおこなうものとする。

(模擬店、教室展示管理)

第4条 模擬店、教室展示管理について、以下のとおりとする。

大学祭の模擬店または教室展示に関しては、管理電気部の指揮のもと行う。
また模擬店または教室展示に関する事項は別に定める

付随事項

(施行期日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

第53代 大学祭実行委員会 委員長 吉留 章平

改定 第54代 大学祭実行委員会 委員長 眞崎 翔

(趣旨)

第1条 大阪産業大学大学祭実行委員会規約(以下「本委員会規約」という。)第15条に基づき本委員会の委員への懲戒処分および本大学祭関係者への罰則に関しては、別に定めるものを除き、この規約に定めるものとする。

(懲戒処分となる委員の行為)

第2条 懲戒処分の対象となる委員の行為等は、次のとおりとする。

- 1 本委員会規約に違反する行為
- 2 本委員会または、大阪産業大学の信用や体面を汚す行為
- 3 刑事罰を犯す行為

(懲戒処分の内容)

第3条 懲戒処分の内容は、次のとおりとする。

- 1 訓告戒告
- 2 本委員会からの退会

(関係者の罰則の対象となる行為)

第4条 罰則の対象となる本大学祭に参加する関係者の行為等は、次のとおりとする。

- 1 本委員会規約に違反する行為
- 2 無断で宗教、政治団体等の勧誘活動を行う行為
- 3 電気使用誓約書の注意事項に違反する行為
- 4 大阪産業大学大学祭実行委員会運営細則に違反する行為
- 5 本大学祭の来場者および他団体に対して迷惑になる行為
- 6 大阪産業大学大学祭実行委員会模擬店教室展示管理要項に違反する行為

(関係者の罰則の内容)

第5条 罰則の内容は次のとおりとする。

- 1 当該の模擬店の出店禁止
- 2 当該団体の合売上金は本委員会が外学団体へ寄付を行う際と合意する
- 3 本大学祭の模擬店の出店禁止
- 3 展示の禁止
- 4 当該大学祭の参加を禁止

(来場者への対応)

第6条 来場者の対応は次の通りとする

来場者が迷惑行為を行った場合、身元の確認をとり、ただちに大学祭実行委員によって大学外へ退場させなければならない。

付随事項

(施行期日)

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

第53代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 吉留 章平

改定 第54代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 眞崎 翔

(趣旨)

第1条 大阪産業大学大学祭実行委員会規約（以下「本委員会規約」という。）第11条に基づき各部署に関しては、この事項の定めるところとする。

(部署の任務)

第2条 本委員会規約第11条の部署の任務分担は次に定める。

■企画部

大阪産業大学大学祭（以下「本大学祭」という。）におけるイベントの企画かつ運営を行う。

■デザイン部

本大学祭のパンフレット、デジタルパンフレット、ポスター作製およびパネルなどのデザインをする。写真パネル製作をする。また必要があればその製作物も扱う。

■渉外部

本大学祭の告知活動、協賛活動および、web ページ、他大学の大学祭実行委員会等との交流をする。

■人事部

大学祭実行委員の1年生の指揮、指導および本大学祭における車両の入構の管理を行う。本大学祭における模擬店、展示教室等の管理および、模擬店ならびに展示等の電気使用管理をする。

(会議)

第3条 本委員会で定期的に行われる会議においてその活動状況を報告しなければならない。

(1回生)

第4条 1年生は、各部署の希望に基づき配属され、各部署で研修を行う。

付随事項

(施行期日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

第53代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 吉留 章平

改定 第54代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 眞崎 翔

(模擬店管理)

第1条 大阪産業大学大学祭（以下「本大学祭」という。）の模擬店については以下の各
項に記す。

1 本大学祭中に模擬店営業を行う団体は以下の注意事項を厳守しなければならない。
い。

- ① 模擬店の営業は、10：00 からとし終了時間は17：00 とする。
- ② 各団体は決められた場所で模擬店の営業をする。
- ③ 土嚢以外で付近に落ちている石、レンガ、ブロック等を無断で使用しない。
- ④ 火災事故がおこらないように火の元に注意する。
- ⑤ ゴミの処理についてはE C O推進プロジェクトの指示に従う。
- ⑥ ビン類の販売は禁止する。
- ⑦ 飲酒を禁止する。
- ⑧ 酒類の販売を禁止し、持ち込みも禁ずる。
- ⑨ 毎日営業終了後掃除をしなければならない。

一衛生面に気をつけなければならない。

大学祭実行委員会（以下「本委員会」という。）の指定する場所以外での喫煙
を禁止する。

調理する団体は、地表にブルーシートを敷かなければならない。

模擬店の参加団体は管理電気主催の衛生講習会に必ず出席しなければならない。
い。

学外へ出て商品を売ることを禁止する。

大学祭実行委員の指示に従わなければならない。

- 2 第1項に定められている注意事項を順守できない団体は、大阪産業大学の
ペナルティー対象となる。
- 3 本委員会が貸与した備品、また、本委員会の備品を破損させた場合、その団体は
弁償等の負担をしなければならない。
- 4 本大学祭の模擬店の営業時間の決定は管理電気の決定によるものであり、改正を
行う場合、管理電気の指示で改正できるものとする。
- 5 本大学祭に模擬店を出店する団体は電気使用誓約書に署名し厳守しなければなら
ない。
- 6 参加団体は補償金の導入に伴い補償金を支払わない団体は参加できない。また、
この補償金の導入については大学祭ガイドラインに定めるものとする。
- 7 また、模擬店教室展示の罰則についても大学祭ガイドラインにも定めるものとす
る。

(教室展示管理)

第2条 本大学祭の教室展示については以下の各項に記す。

1 本大学祭中に教室展示を行う団体は以下の注意事項を厳守しなければならない。

- ①教室の使用時間は10：00 からとし終了時間は17：00 とする。

②室内の机、椅子等は各団体で責任を持って管理し、使用後は使用前の状態に戻し掃除を徹底しなければならない。また、使用しない場合は大学祭実行委員の指示に従い所定の場所に置く。

③教室外の廊下を使用する場合は、事前に大学祭実行委員に申し出て通行の妨げにならないようにする。

④ 教室内では、火気の使用禁止、禁煙、飲食禁止、飲酒禁止とする。

⑤ 本大学祭にて展示を行う団体は原則として本委員会が認める電気器具以外の使用は禁止する。

⑥ 本大学祭にて展示を行う団体は電気使用誓約書に署名し厳守しなければならない。

⑦ 大学祭実行委員の指示に従わなければならない。

2 第1項に定めている注意事項を厳守できない場合、本委員会の指示に従い大阪産業大学のペナルティー対象となる。

3 本委員会が貸し出した備品、また、本委員会の備品を破損させた場合、その団体は弁償等の負担をしなければならない。

付随事項

(施行期日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

第53代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 吉留 章平

改定 第54代 大阪産業大学大学祭実行委員会 委員長 眞崎 翔

平成31年度 大学祭実行委員会 規約 (案)